

## 3 市民参画の手法の解説

### (1)パブリック・コメントの手法

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めています。

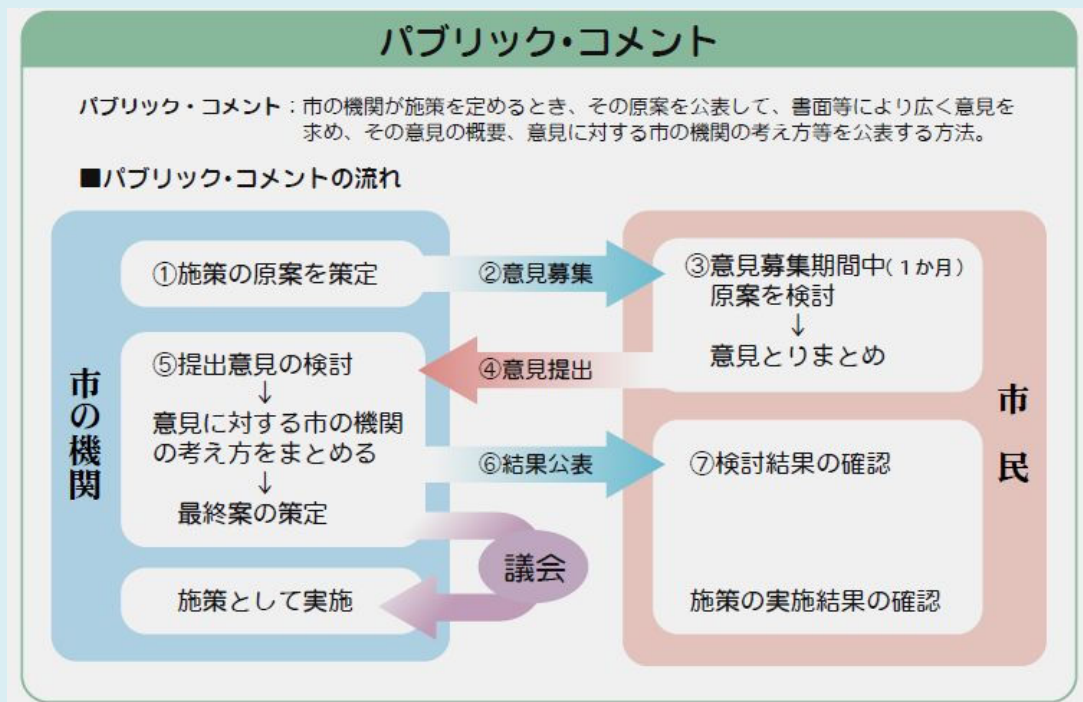
パブリック・コメントの手法は、市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1か月を目安に設定されます。

意見提出方法は、書面を持参する、郵送、ファックス、電子メールなどいずれの方法でも可能ですが、意見提出をする際は、施策の案に対する意見、住所、氏名、連絡先等を記載する必要があります。

この手法は、市民の皆さんから多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れることから市の施策の様々な場面で活用されています。

(【図1】参照)

【図1】パブリック・コメントの手続き



#### (2)市民説明会・ワークショップの手法

市民説明会の手法は、市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法です。地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わることが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聴くことができます。

ワークショップの手法は、市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法です。

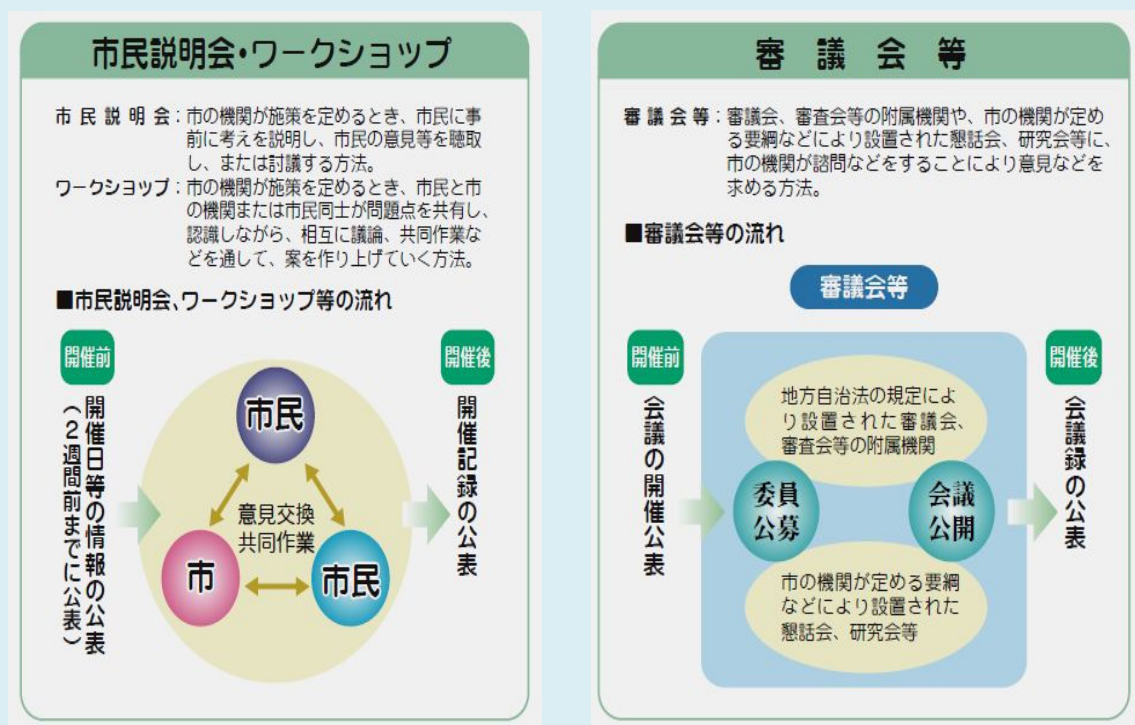
参加者が現場を見ながら議論したり模型を組み立てる中から課題や解決案を見出したりといった参加体験等を通して合意形成を図るため、参加意識が高まるとともに満足度が高いものとなります。

#### (3)審議会等の手法

審議会等では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。

【図2】参照

【図2】 市民説明会、ワークショップ、審議会等の手続き



#### (4)市の機関が適当と認める方法

市民参画の手法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

条文中には、パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等を例示列挙していますが、これらの方法以外の効果的な参画方法として、図3に掲げる方法等を適用する場合がありますと考えています。

アンケートの手法については、多種多様な価値観を持つ市民の意向(ニーズ)や物事の実態を把握・評価する手法として有効です。

また、フォーラム・シンポジウムの手法については、限られた時間の中で議論を深めるため、意見の調整や取りまとめを行うコーディネーターを立てたり、基調講演とパネルディスカッションを組み合わせたり、分科会やワークショップを組み合わせたりするなどの工夫がなされます。これらの手法は、討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。(【図3】参照)

【図3】市の機関が適当と認める方法

#### アンケート

多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法。

#### ヒヤリング

団体・グループや個人に対し聴き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法。

#### 公聴会

一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指す。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聴く形で開催される。

#### モニター

公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定期間の中でヒヤリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができる。

#### フォーラム

一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。

#### シンポジウム

一つの問題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。

#### 意見・作文・アイデア等の募集

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もある。